

砂川事件

東京高裁は再審開始決定!

ねじまげられた眞実 東京地裁が 物語れを無視

伊達判決を生かす会

日本国憲法 第九条

- 1 日本国民は、正義と秩序を保護する國際平和を誠実に追求し、國權の全體なる尊重と武力による威嚇又は脅迫の行爲は、國際紛争を解決する手段としては、永遠にしてを戒めとする。
- 2 憲法の目的を達するため、陸海空軍その他の軍隊は、これを設立しない。但し文藝團は、これを認めない。

目次

第1部 砂川事件裁判と再審請求

第1部 砂川事件裁判と再審請求	3
砂川事件裁判とは	3
「駆留米軍は逆憲・基地侵入は無罪」と伊達判決	4
最高裁判所 伊達判決を破棄	5
日中最高級長官が自ら米軍に裁判情報を漏えい	6
砂川事件裁判の再審請求【最高裁判決は無効だ】	7
東京地裁再審請求棄却決定	7

第2部 東京地裁決定にみる「驅しのテクニック」	8
マッカーサー大使館の電報、航空機簡の主旨一覧表	9
その1 請求人の主張を無視する	10
その2 最高裁判決をわざと間違って引用する	11
その3 互いに矛盾する概念で説明する	12
その4 論点を自分に都合よく使い分ける	13
その5 雜論としても成り立たない論法を使う	14
その6 「…に過ぎない」と重大な事実を隠ぺい、	15

砂川事件最高裁判決は	16
集団的自衛権行使の法的根拠にはならない	16
伊達判決を生かす会とは	17
関連年表	18

「要請ハガキ」について

東京高裁への要請ハガキに521切手を貼って氏名欄にあなたのお名前を記入し、投函してください。余白にあわせて自身のご意見も追加してくだされば一層効果的です。

砂川事件裁判とは

1955年、米軍立川基地の拡張計画により農地を奪われることになった砂川町(現立川市)の町長や地元農民らが、町による拡張予定地などの強制測量に対し座り込みで反対する運動を開闇、これに労働組合員や学生など、多いときには数千人が参加しました。彼らは多くの怪我人や逮捕者を出しながらも、非暴力で抵抗しました。とくに1956年10月13、14日には警官隊の暴力により千人以上が負傷する事態になりながらも測量の完了を許さず(「流血の砂川」)、これが強い世論の反対を引き起こし、政府は翌日強制測量を中止しました。

1957年7月8日、立川基地滑走路の中にある農地を引き続き強制使用するための測量に抗議して千人を超える人びとが集まつた際に、反対同盟の支援者である労働者・学生が、押し倒された柵を乗り越えて基地内に数メートル立ち入りました。この行為に対し警視庁は2ヶ月後に、日米安保条約に基づく刑事特別法違反の容疑で23名を逮捕し、うち7名を起訴して裁判となりました。これが砂川事件裁判です。



「駐留米軍は違憲・基地長入は無罪」と伊達判決



1959年3月30日、東京地裁の伊達雄雄裁判長は、「米軍が日本に駐留するものは、米政府の一方的決定にもとづくものではなく、わが国の要請と基地の提供、費用の分担その他の協力があつて初めて可能であり、これは憲法第9条の第2項前段によつて禁止されている陸海空軍その他戦力の保持に該当するものと言わざるを得ず、憲法上その存在を許すべからざるものである」「駐留米軍を特別に保護する刑事特別法は憲法違反であり、米軍基地に立入ったことは罪にならない」として被告全員に無罪判決を言い渡しました。これがいわゆる「伊達判決」です。

伊達判決の主要部分(要旨)

憲法9条(は、我が國の軍国主義的政策の反省だけではなく、高速な理想と憲法な決意を示すもの)。米国軍隊の駐留を許容していることは憲法9条によつて禁止されてゐる陸海空軍その他の戦力の保持に該当する。米国軍隊が憲法9条に違反している以上、米国軍隊が一般国民以上の厚い保護を受ける理由は存在しない。刑事特別法2条(は憲法31条に違反し無効)。よつて被告人は無罪。

最高裁判所 伊達判決を破棄 (1959年12月)

当時、日米安保条約と行政協定改定に向けた協議中だった日米両政府は、「米軍駐留は違憲」とする伊達判決が改定交渉の妨げになることを恐れ、直ちに二審である高裁を飛び越えて最高裁に異議宣判を告しました。

最高裁は伊達判決からわずか8ヶ月後の同年12月16日にスピード一審結審。「伊達判決を破棄、東京地裁に差戻し」という判決を出しました。

日中耕太郎最高裁裁判長は、「日米安保条約は高度な政治問題。それが違憲かどうかの判断は、裁判所ではやらない。ただし見してきて明白に違憲の場合には除く」と、司法権を放棄。この判決によって安保条約が最高法規である憲法よりも上位に置かれてしまいました。

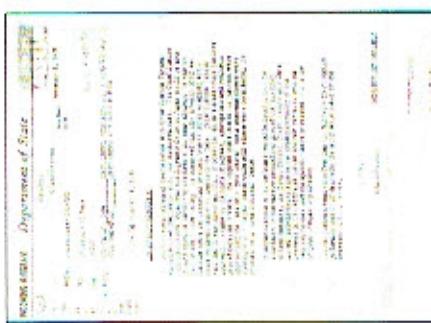
そしてこの判決の1か月後の1960年1月19日に日米安保条約が改定調印されました。このため安保条約・日米地位協定・刑事特別法が今日まで、その存在が続いているのです。第一審で無罪とされた被告は判決翌年の1961年3月、差戻審で刑特法違反で罰金2,000円の逆転有罪となりました。



田中最高裁長官が自ら米国に裁判情報を漏えい

2008年アメリカ公文書館で、最高裁長官や外務大臣などが進行中の砂川事件裁判に関して駐日大使を通して米国に裁判情報を伝達していたことを裏付ける公式文書が10数通発見されました。

◀ 寄文の写真



(アメリカ政府)
駐日大使マッカーサー II ら

(日本)
最高裁長官田中耕太郎
外務大臣 萩山愛一郎

とくに、最高裁長官は、裁判中に3回もアメリカ側と直接接触し、砂川裁判の判決の時期や内容、他の裁判官たちのスタンスと裁判長の裁判主導の方針などの情報を漏えいしていたことが明らかに。

最高裁は「公平な裁判所」ではなかった
田中最高裁長官の漏えい情報を報告する

砂川事件裁判の再審請求「最高裁判決は無効だ!」

伊達判決を生かす会は、「砂川事件最高裁判決は憲法に違反した無効な裁判で、刑事訴法に基づき免訴とするべきである。」という再審請求(訴訟)を、東京地裁に起こしました。請求人は、砂川事件元被告の土屋源太郎、武藤軍一郎、椎野徳蔵の元被告と坂田和子元被告の遺族の4人で、吉永満夫、武内更一、遠藤憲一、細川潔、山田智明弁護士が常任弁護団となり、全国の約100人の弁護士が支援弁護団をつくりています。

→ 東京地裁、再審請求棄却決定 2016年3月8日

東京地裁・田邊三保子裁判長は、米公文書館で発見・入手された田中耕太郎裁判長の砂川裁判にに関する漏えい情報を本国に報告している駐日大使の公文書を新証拠と認め、さらに裁判中に田中裁判長がマッカーサー大使と会ったことも認めました。しかし、新証拠に書かれている裁判情報の漏えいの事実を歪曲したり、書かれている事実を無視・曲解し、身勝手な推理やこじつけをして、田中の言動が不公平な裁判をした」という「証拠はない」として、請求棄却の決定を出しました。決してがどのよう誤っているかは8ページからの「騙しのテクニック」をお読みください。

→ 請求人 東京高裁に即時抗告 2016年3月11日



第2部 東京地裁決定にみる「騙しのテクニック」

東京地裁は、再審請求に対し、2016年3月8日に請求棄却の決定を出しました。

しかし、この決定書は、まず「棄却」という結論を出し、理由を後付けしたため、理由付けに腐心したことが多く表れています。では、腐心の跡をたどってみましょう。

騙しのテクニック

- その1 請求人の主張を無視する10
- その2 最高裁判決(砂川事件以外の)をわざと間違って引用する11
- その3 互いに矛盾する概念で説明する12
- その4 論点を自分に都合よく使い分ける13
- その5 推論としても成り立たない論法を使つ14
- その6 「...に過ぎない」と重大な事実を隠ぺい15



請求人が提出した3通の公文書の内容とそれぞれで田中が伝えた裁判に関する事実・予測的事実、姿勢・考え方

マッカーサー大使が送った本国への電報・報告内容

マッカーサー大使が送った本国への電報・報告内容	
4月24日	一般的な会話では、裁判長裁判官の田中は「本件の優先権は与えられているが審理が始まつた後判決までは數ヶ月はかかるであろう」と語った。
田中の伝達事項	審理時期と期間 → 予測的事実
8月3日	・共通の友人宅で、田中は主審公使(レシハート)に対し、「判決は12月であろう」と語った。裁判長は法的な問題を閉じ込める決心を伝えた。「問題は、11人の同僚裁判官の多くが長々とやじたがることだ。結果後の議論は実質的な全員一致を生み出し、世論を揺さぶる少數意見を回避したいと願っている。」と語った。
田中の伝達事項	判決、弁護団の態度と口頭弁論、同僚裁判官の態度 → 事実と予測的事実
11月6日	・田中との最終の非公式会談で、田中は「判決は来年初めまでには出せるようになりたい。」 ・「重要なことは、裁判官全員が過剰かつ現実的な基本的な基準を基盤に事件を取り扱うことである。裁判官の事件に接近する観点が「手続き上」「法律上」「監法上」の3点からに分かれている」と田中は示唆した。 ・裁判長は、下級審が覆されるであろうと思つていている印象であった。彼は「できるだけ多くの裁判官が憲法上の争点につき裁定することが重要」と考え、「伊達判決は憲法上の争点に判断を下したことか誤っていた」と語った。
田中の伝達事項	裁判官が3觀点にわかれている → 事実 判決時期は来年初めまで。1審は不支持で破棄されるだろう → 予測的事実 裁判官の共通の基盤が重要。1審の憲法判断は間違い → 姿勢・考え方

話しのテクニック 請求人の主張を無視する

請求人は、新証拠の3通のマッカーサー駐日米国大使（以下「大使」）から本国宛の報告書簡について、「裁判官田中（以下「田中」）が何と発言したか」ではなく「田中の発言、表情、目の動き、身振りなどから米側に裁判情報がどのが重要であるという補充意見を、2回にわたり提出しました。この補充意見は報告書簡の一般的な読み方を丁寧に説明したもののです。この当然の補充意見に基づいて報告書簡を読めば、田中から米側に具体的な裁判情報が伝わっていたことは疑いようがありません。

ところが、地裁決定書（以下「決定書」）は、報告書簡の表面的なことのみについて勝手な推測や歪曲を加え、請求人の主張の補充書をわざと無視し、審理の対象から除外して書かれています。



請求人の主張を
わざと無視するとは
ひどい！

話しのテクニック 最高裁判決（砂川事件以外の）をわざと間違って引用する

決定書は、「公平な裁判所の裁判」とは、構成その他において偏頗なき裁判所の裁判をいうものと解されると、砂川事件とは別の過去の最高裁判決（昭和23年5月5日）を引用しています。しかし引用元の最高裁判決は正しくは「公平な裁判所の裁判」とは、構成その他において偏頗の傾なき裁判所の裁判をいうと述べています。決定書では、「の真れなき」をわざと欠落させて引用しているのです。

この最高裁判決の極めて短く、かつしばしば引用される部分を間違えて書き写すことは、通常ありえないことです。しかも、この「慣れ」こそが、引用元の最高裁判決、ひいては憲法37条1項の「公平な裁判所」を解釈するキーワードなのです。「偏頗のおそれがない裁判所」とは、「どちらかの当事者の一方に偏るのではないか」という心配をさせない裁判所」という結論を出しゃべくしたのではないでしょうか。

* 偏頗（へんめい）
かたよること。不公平のこと。
* 憧れ（おそれ）
心配。気遣い。不安。



判例を
わざと間違えて
引用するなんて
不公平ね。

また、「in private conversation」は両者が内密に、あるいは私的に会話をしたことを行うかがわせる表現ですが、この部分については「公式の場以外の場面における発言と解する余地も十分あり(中略)秘密裏に会談の機会を持っていたものと断ずることはできない」と述べています。

「in private conversation」と記された4月24日付の報告書簡をめぐり、決定書は「国際礼議」と「非公式場面」という矛盾する概念で説明しています。

しかし、本作で問題となっている田中と大使らとの面会や会話は、田中が砂川事件の裁判官である以上、許容されるものでは断じてないのです。また、新証拠にある報告書簡の記載から両者は共通の友人宅や非公式会談などで複数回にわたって面会し、専ら砂川事件について会話を交わしており、国際礼議としての立場で会談したと解釈する余地は全くないのです。決定書が互いに矛盾する概念であれこれ説明しようと、砂川裁判の公平性が失われていることはゆるぎない事実なのです。

*国際礼儀　国際間の相互尊重に関するためのルールの総称

■新しいテクニック 論点を自分に都合よく使い分ける

一ぞの4

(その2)でも述べましたが、決定書は裁判の公平性を論じる際に「偏っているか否か」と「偏っている可能性があるか否か」について、次のように使い分けています。

●「虞」を付ける場合は地裁判判断の正当性を述べようとする場合。

- ①：「(田中が)米国大使館関係者と面会の機会を持ったことから直ちに不公平な裁判をする虞が生ずるものとは到底解しえない」
- ②：「これらの証拠を以てしても、(田中)が不公平な裁判を行う虞があつたと一中略一推測することはできない。」

●「虞」を付けない場合は請求人の主張を否定しようとする。

- ①：4月24日付の書簡での田中発言は「わが国の刑事手続きを述べたに止まり一中略一原告は被棄の方向で考えているということを一方の当事者に伝えるといつた一中略一公平性を害するような発言(とは)およそ考えることはできない」
- ②：「(田中の)一連のレシハート公使への一連の発言が一方当事者に有利に偏重するような内容とは言い難い」
- ③：「(田中が)評議及び判決の内容・等を一方当事者(米側)の偏重した情報提供一中略一まで(書簡)によって推測(できない)」

結局、論点の都合のよい(と裁判官が考える)使い分けをするとによって、論旨が一貫しなくなり、何を説明したいかわからぬ決定となっているのです。

*偏れ、虞：心配、気遣い、不安。《広辞苑》

■ 5 推論としても成り立たない論法を使う

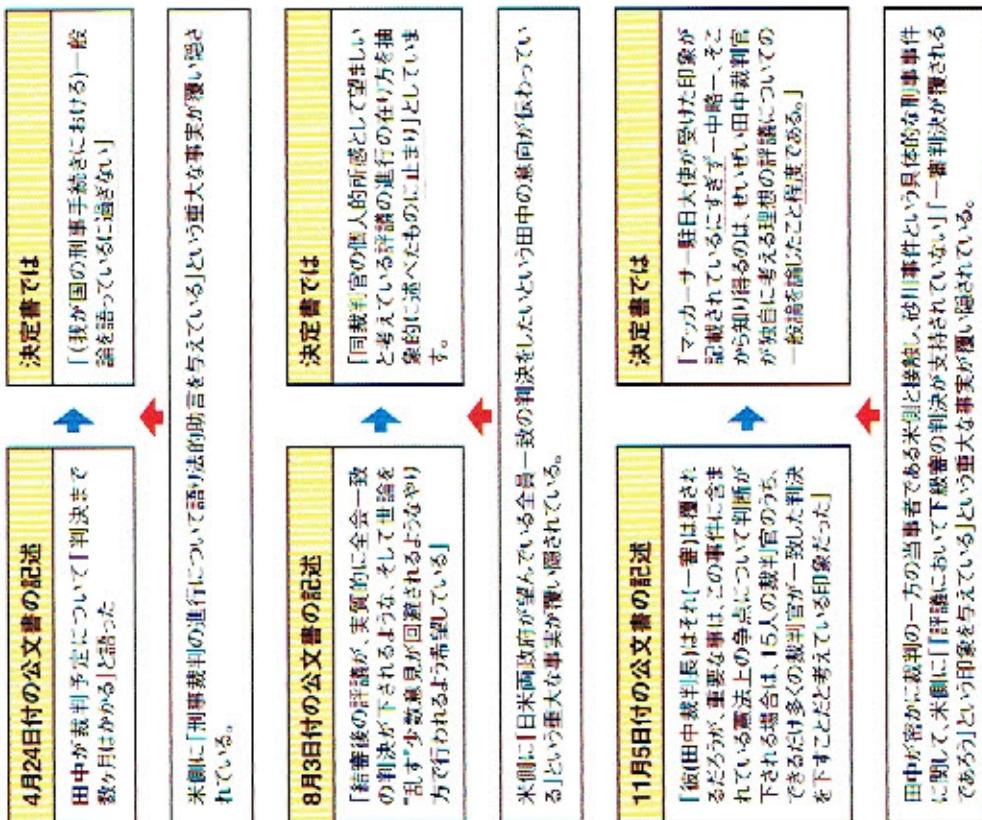
「Aという発言があればその先にBという発言があるはずだが、Bという発言がないから、Aという発言の存在も怪しくなる」
決定書は、「伊達裁判官が憲法上の争点について判断を下したことは大きな誤りであった」と発言がある以上、その帰結としての「判決破棄」(B)という発言があるはずだが、「判決破棄」(B)という発言がない。したがって、「伊達裁判官が憲法上の争点について判断を下したことは大きな誤りであつた」(A)という発言の存在も怪しくなる」という、推論としてもまったく成立しようのない論法を使っています。

最高裁判所長官でもある田中が当時「伊達裁判官が憲法上の争点について判断を下したことは大きな誤りだった」という発言の存在が怪しくなるとしたら方が都合がいいために、決定書はこんな苦し紛れで珍妙な論理を使っているのでしょうか。



■ 6 「…に過ぎない」と重大な事実を隠ぺい

決定書は、新証拠で特に重要な、田中が大使と会った際に語ったことやその様子について述べる際、次に示すように「～過ぎない」という表現を多用することによって、裁判上重大な事実を隠ぺいしたり、矮小化することを図っています。



田中が常に裁判の一方向の当事者である米側と接触し、必ず事件が支持されていない。「一審判決が覆されるであろう」という印象を与える。

砂川事件最高裁判決は 集団的自衛権行使容認の法的根拠にはならない、

2015年、安倍政権は、憲法違反の安保関連法案を成立させました。それに先立つ2014年の集団的自衛権行使容認の閣議決定の際に法的根拠として持ち出されたのが砂川事件最高裁判決でした。しかし、この判決は、「米安保条約のようなものは司法の判断対象が及ばない」として、日本に駐留する米軍は憲法9条2項により日本が保持することを禁止している「戦力」にあたらないとの判断を示したことすぎず、憲法と集団的自衛権の関係についてではなく言及していません。

さらに、私たちが再審請求をしているように、最高裁の裁判は、裁判長・山中耕太郎が内閣に米国と通じて行った憲法37条に違反する「不公平な裁判」だったのであります。それが憲法に反する集団的自衛権行使容認の法的根拠になるはずはありません。



伊達判決を生かす会(土屋源太郎他共同代表)とは

- ◆立川市砂川町(現)の米空軍基地抗張反対行動で起訴された7人に對し1959年3月30日、東京地裁で「駐留米軍は憲法に違反する」ので「無罪」とする伊達判決が判決されました。政府は早期破棄を狙い跳躍上告。これを受けた最高裁長官・山中耕太郎は同年12月16日に、原審敗訴の判決。
- ◆この間、山中が駐日米国大使に審理内容や伊達判決破棄方針を報告していた事実を示す米国公文書が、半世紀後の2008年4月に発見。
- ◆2011年1月に砂川事件一審・最高裁の全裁判記録を東京地検から入手、CD-ROMで公開。
- ◆日本側の関係記録の開示を求めて、2009年6月に伊達判決を生かす会を発足。2014年6月に砂川事件最高裁判決無効求める再審請求を開始。
- ◆新証拠をめぐる政府機関への文書開示請求を開始。
 - 不開示・不受理一部開示となる。
- ◆沖縄・首都圏の反基地運動との連帯行動を開始。
- ◆伊達判決のあつた日前後には毎年、記念集会を開催。
2016年には57周年集会を開催。

もつと砂川事件を知るためにの参考文献	1. 山中耕太郎 記念講演 2. 砂川裁判と安保法問題

関連年表

年	出来事
1951 9.8	日本安全保障条約(旧安保条約)調印
1952 2.28	日本行政協定調印
1955 3月	在日本軍が日本政府に小牧・横田・立川・木更津・新潟の5飛行場の抗張を要求
5.4 東京調達局立川事務所長が砂川町長に立川基地撤収を通告	砂川町民や支援団体が反対の総決起集会を開く
5.8 砂川町基地撤収反対同盟が結成される	砂川町基地撤収反対同盟が結成される
1956 10.13	測量の強行で住民と警官隊が衝突し、1,000人以上が負傷する(流血の砂川)
1957 7.8	砂川町基地内の私有地測量阻止のため労働者・学生らが基地内に立ち入り
9.22 地測量阻止のために基地内に入った学生・労働者23名が逮捕され、うち7名が起訴(砂川事件)	地測量阻止のために基地内に入った学生・労働者23名が逮捕され、うち7名が起訴(砂川事件)
1959 3.30	東京地裁の伊達秋雄裁判長による「米軍駐留は違憲、被告人は全員無罪」の判決(伊達判決)
4.3 檢察側が最高裁に難異上告	検察側が最高裁に難異上告
12.16 最高裁の山中耕太郎裁判長が一審伊達判決を破棄し、東京地裁へ差し戻す判決	最高裁の山中耕太郎裁判長が一審伊達判決を破棄し、東京地裁へ差し戻す判決
1960 1.19	日本新安保条約(地位協定調印)
5.20	衆議院本会議で新安保条約を施行採決
6.15 国会前の反安保デモで東大生の伴 美智子さんが死亡する	国会前の反安保デモで東大生の伴 美智子さんが死亡する
6.19 新安保条約(自然承認)	新安保条約(自然承認)
1961 3.27	東京地裁の差戻審で被告に罰金2,000円の有罪判決

年	出来事
1963 12.7	最高裁が上告を棄却し、有罪が確定
1970 6.23	日米安保条約、自動継続
1971 6.17	沖縄返還協定調印
1977 11.30	米軍立川基地の全敷地が返還される
1992 6.15	国連平和維持活動(PKO)協力法成立
1995 9.4	沖縄で米軍兵士3名による少女暴行事件発生
2004 8.13	沖縄国際大学敷地内に米軍ヘリ墜落
2008 4.10	新原昭治氏が米国公文書館で砂川裁判に関する米国密議資料を発見する
2009 6.6	「伊達判決を生かす会」が発足
2013 12.6	特定機密保護法が参議院本会議で施行採決し成立
2014 6.17	土屋源太郎らが東京地裁に砂川事件の再審請求を行いう。
7.1	集中的自衛権行使容認を閣議決定
2015 9.19	安全保障関連法律案(安保法制)が参議院本会議で施行採決し成立
2016 3.8	東京地裁、再審請求を棄却
黒字	砂川事件関連 青字 安保法制関連